

## 岐阜市歴史博物館（本館）加藤栄三・東一記念美術館（分館）友の会会則

（名称）

第1条 本会は、岐阜市歴史博物館、加藤栄三・東一記念美術館友の会（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

第2条 本会は、文化・芸術の向上を図るため、岐阜市歴史博物館、加藤栄三・東一記念美術館の各種事業を支援するとともに、会員の生涯学習意欲に応える自主活動を行い、会員相互の親睦を深めることを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）展示等の事業推進に関する支援と協力。
- （2）会報など啓発紙の発行。
- （3）講演会・講座・学習会・鑑賞会・見学会等の開催。
- （4）その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

（会員）

第4条 本会は、第2条の趣旨に賛同し、会費を納めた次の者をもって会員とし、その会員の期間は会費納入日の日から1年間とする。

- （1）一般社会人を対象とする「個人会員」
- （2）企業等法人及び団体等を対象とする「特別賛助会員」

（会費）

第5条 本会は、次のとおり会費を定める。ただし、特に必要な場合は臨時に会費を徴収することができる。

- （1）個人会員は、年額4,000円
- （2）特別賛助会員は、年額30,000円
- 2 前項の夫婦の個人会員は、年額5,000円
- 3 新入会員は入会に属する月に対応した会費とする。

入会月	(2.3) 4月	5.6.7月	8.9.10月	11.12.1月
会費	4,000円	3,000円	2,000円	1,000円
夫婦会員	5,000円	4,000円	3,000円	1,500円

注：2. 3月に入会するものは、4月に入会するものとみなす。

（特典）

第6条 会員には会員証を発行し、次の特典を受ける。

- （1）会報の配付及び各種催しもの案内を受けられる。
- （2）展覧会等催しものが、無料で観賞できる。ただし、特別賛助会員は5人まで無料で観賞できる。

(3) 会員の引率する来館者は、割引料金で観賞できる。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 事務局長 1人
- (4) 理 事 若干人
- (5) 監 事 2人

2 本会に理事会・総会の協議を経て、顧問を置くことができる。

(役員の選出)

第8条 会長・副会長は理事会で互選する。

2 理事・監事は総会において選出する。ただし、総会の開催がやむを得ない場合は、理事会で選出することができる。

(職務)

第9条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、必要のあるときは、会長の代理を務める。
- 3 事務局長は、本会の事務全般を処理する。
- 4 理事は理事会を構成し、本会の運営に関する必要事項を決議する。
- 5 監事は事業及び会計を監査する。

(任期)

第10条 役員任期は4か年とし、再任を妨げない。

- 2 補充の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員はその任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なお役員としてその職務を行う。

(事務)

第11条 本会の事務を処理するため、岐阜市歴史博物館内に事務局を置く。

(会議)

第12条 本会の会議は総会と理事会とし、役員会をもって理事会とする。

(総会)

第13条 総会の開催は年1回とし、会長がこれを招集する。ただし、総会がやむを得ない事情により、開催できない場合は文書の送達をもって総会に代えることができる。

- 2 総会は出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 総会に付議する事項は次のとおりとする。
  - (1) 役員を選任に関すること。
  - (2) 会則の制定、改廃に関すること。

(3) 事業報告、事業計画、収支予算、決算に関すること。

(4) その他理事会において必要と認めたこと。

(理事会)

第14条 理事会の開催は年1回以上とし、会長がこれを招集する。なお、必要に応じて臨時に開くことができる。

2 理事会において協議する事項は次のとおりとする。

(1) 総会に付議すること。

(2) 事業の執行に関すること。

(3) その他会長が必要と認めたこと。

(会計)

第15条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもってあてる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(委任)

第16条 本会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

本会則は、平成12年9月26日に制定し、平成12年10月1日から施行する。

附 則 (第13条、第14条、第16条一部改正)

本会則は、平成15年10月25日改正し、同年10月1日から施行する。

附 則 (第15条一部改正)

(施行期日)

1 本会則は、平成16年10月19日から施行する。

(経過措置)

2 本会則の規定による会則第15条の規定にかかわらず、平成16年10月1日から平成18年3月31日までの期間については、当該期間を1会計年度とする。

3 平成16年10月1日から平成17年9月30日までの間に会員の期間の末日が到来する者については、第4条の規定にかかわらず、当該会員の期間を半年間延長するものとする。

4 本会則の施行の際、選任される役員の任期は、第10条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則 (第7条、第10条一部改正)

本会則は、平成25年4月21日改正し、同日から施行する。

附 則 (第5条一部改正)

(施行期日)

1 本会則は、平成26年4月27日改正し、同日から施行する。

(経過措置)

2 継続会員は平成26年度中を会費の調整年とし、更新に属する月に対応した会費とする。

入会月	(2.3) 4月	5. 6. 7月	8.9.10月	11.12.1月
会費	4,000円	3,000円	2,000円	1,000円
夫婦会員	5,000円	4,000円	3,000円	1,500円

注：2. 3月に更新するものは、4月に更新するものとみなす。